令和5年 第5回 安芸太田町議会定例会会議録

令和5年9月6日

	令和5年9月6日								
招集年月日	令和5年9月1日								
招集の場所	安芸太田町議会議事堂								
開閉会日	開会	1 会 令和5年9月1日 午前			前10時13分		中本 正廣		
及び宣告	閉会					議長			
応(不応)招議員 及び出席並びに	議 席 番 号	氏	名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏	名	出席等 の 別	
欠席議員	1	角田	伸一	\bigcirc	7	影井	伊久美	\bigcirc	
凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	2	斉 藤	マユミ	\bigcirc	8	田島	清	\bigcirc	
	3	佐々木	道則	0	9	矢 立	孝 彦	0	
	4	小 島	俊二	0	10	津 田	宏	0	
	5	末田	健 治	0	11	佐々木	美知夫	0	
	6	大 江	厚子	0	12	中本	正廣	0	
会議録署名議員	2番		斉藤 マユ	3	3番 亿		左々木 道則		
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	Ē	河 野 艿	E.	書記		左々木 裕子		
	町	長	橋本	専 明	教育	長	二見	吉 康	
地方自治法第 121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	副町長		小 野 直 敏 病院事		業管理者	管理者 平林直樹			
	参事		木本英哲 教育》		次 長	園 田 哲 也			
	会計管理者兼総務課長		長尾	航治教育課		課長	瀬川	善博	
	総務課課長補佐		郷 田 亮		安芸太田病院 事務長		栗栖香織		
	加計支所長 兼加計支所住民生活課長		金升	龍 也	_		_		
	筒賀支所住民生活課長		山本	尃 子	_		_		
	企 画 課 長		二見	重幸 —		_	<u> </u>		
	税務課長兼会計課長		沖 野]	貴宣			_		
	住 民 課 長		上手	生 也	_		_		
	産業観決	光課長	菅 田	谷 二	_		_		
	建設	課 長	武田	雄 二			_		
	健康福祉課長		伊賀	伊賀真一			_		
	衛生対策室長		森 脇 泰		-	_			
会議に付した事件	別紙の								
会議の経過	別紙の	とおり							

令和5年9月6日

	17和3年3月0日					
同意第1号	農業委員会委員の任命について					
同意第2号	農業委員会委員の任命について					
同意第3号	農業委員会委員の任命について					
同意第4号	農業委員会委員の任命について					
同意第5号	農業委員会委員の任命について					
同意第6号	農業委員会委員の任命について					
同意第7号	農業委員会委員の任命について					
同意第9号	農業委員会委員の任命について					
同意第10号	農業委員会委員の任命について					
同意第8号	農業委員会委員の任命について					
同意第11号	教育委員会委員の任命について					
同意第 12 号	監査委員の選任について					
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて					
議案第 55 号	町道の認定について					
議案第 56 号	安芸太田町過疎地域持続的発展計画の変更について					
議案第 57 号	安芸太田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する 条例の一部改正について					
議案第 58 号	安芸太田町筒賀高齢者生活福祉センター条例の一部改正について					
議案第 59 号	安芸太田町サポートセンターふれあい条例の一部改正について					
議案第60号	安芸太田町ユニバーサルホーム信愛荘条例の廃止について					
議案第61号	財産の取得について					
議案第 62 号	工事請負契約の変更について					
議案第63号	令和5年度安芸太田町一般会計補正予算(第3号)					
議案第64号	令和5年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)					
議案第65号	令和5年度安芸太田町病院事業会計補正予算(第1号)					
認定第1号	令和4年度歳入歳出決算の認定について					
認定第2号	令和4年度安芸太田町病院事業会計決算の認定について					
	決算審査特別委員会の設置					

令和5年第5回定例会 (令和5年9月6日) (開会 午後1時30分)

○中本正廣議長

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本 日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 同意第1号

日程第2. 同意第2号

日程第3. 同意第3号

日程第4. 同意第4号

日程第5. 同意第5号

日程第6. 同意第6号

日程第7. 同意第7号

日程第8. 同意第9号

日程第9. 同意第10号

○中本正廣議長

日程第1、同意第1号から日程第7、同意第7号それから日程第8、同意第9号、及び日程第9、同意第10号までの、農業委員会委員の任命についての9件を一括議題といたします。追加説明があれば受けます。菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、同意第1号から同意第7号及び同意第9号並びに同意第10号、農業委員会委員の任命について説明します。安芸太田町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。同意第1号から氏名を読み上げます。同意第1号、宮本千春、同意第2号、小笠原敏子、同意第3号、笠井清孝、同意第4号、武本宮紀、同意第5号、佐藤潤、同意第6号、沖貴雄、同意第7号、河野幸枝、同意第9号、河本穂津雄、同意第10号、斎藤文彦、以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。質疑ありませんか。はい、 9番矢立議員。

○矢立孝彦議員

平成27年に、農業委員会に関する法律改正が行われて新しい法律のもとで、農業委員会が活動しておられます。今回、一斉改正ということで、10名の農業委員を提案をされておりますけれども、非常に厳しい、現状うちの町の農業関係を取り巻く環境はですね、厳しい状況でございますけれども、その厳しい農業環境を克服するための農業委員さんを選任するわけですが、思い、当該候補者に対する思い、どういう思いで提案されてきておるかということについて、お聞きをしたいと思います。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

先ほどのご質問に対して答弁を申し上げます。同意第1号からの含めまして、安芸太田町農業委員会の任命につきましては、従前の公職選挙法による選挙による選任方法でございましたが、平成27年の農業委員会等に関する法律の改正により、議会の同意に基づき町長が任命することになっておりますが、その候補につきましては、本人一般公募と推薦によって、届出をしていただくことになっております。この農業委員の皆様方につきましては、従前から、農業に関して、心配しておられます。以前も、農地利用最適化委員という委員にもなられた方も、実際のところいらっしゃるところでございます。そういった方、農業に関して、非常に関心をお持ちの方、また実際に農業の集落法人でありますとか認定農業者として、専業農家として勤務されてる方もいらっしゃいます。農業に対する思いというのは、非常に熱いものもありますし、安芸太田町の中で、農業をどうにか発展していきたいという熱い思いというのも、実際面接なり、書類選考しながら、聞き取ったところでございます。ちょうどですね、候補者10名

に対して10人の応募があって、不採用ということがありませんでしたけど、候補者の選定委員会等で十分にですね、ご意見であり、思いというのを聞いておりますので、農業委員としては、適任であるというふうに、事務局のほうも思ったところでございます。そういった思いのところを答弁させていただきたいと思います。以上でございます。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、今担当課長のほうからも話をさせていただきました。ご指摘のとおり、農業を取り巻く環境は大変厳しい、本町もちろんそうなんですが、全国的にも大変厳しい中で、本町におきましては昨年度農業振興ビジョンを作らせていただきました。改めて安芸太田町の農業、これからしっかり、復興していく、そういう重要なタイミングでの、農業委員の皆さんでございます。やる気のある皆さんにですね、手を挙げていただいて、これから推薦というか、させていただくわけでございますが、しっかりとその思いを受け止めていただいてですね、安芸太田町の農業の振興にお力添えいただきたいなと思ってるとこでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

9番、矢立議員。

○矢立孝彦議員

候補者、今回の候補者につきましては、評価委員会を経てですね候補者として提案されております。 本町の場合は、候補者評価委員会の代表は副町長が務めておられるということですね。このたびの候補 者選定に当たって、特にご報告ある点があれば、お願いをしたいと思います。いかがですか。

○中本正廣議長

小野副町長。

○小野直敏副町長

はい、先ほど担当課長からご報告ありました通り、これまで継続の方につきましては書類審査の上、読み込んでですね、いろいろ確認しながら進めてまいりました。今回10名のうち、新たに2名の方が変わったわけでございますが、この方につきましては、委員全員で面接をし、農業に関する思いであったり、これからの希望、やりたいことを確認したとこでございます。そういった意味で、今回推薦した10人につきましては、今これからの農業、先ほど町長申し上げました農業ビジョンを踏まえてですね、しっかりと町の農業振興に寄与してもらおうというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

しばらく休憩します。

休憩 午後1時40分 再開 午後1時48分

○中本正廣議長

休憩前に引き続き、会議を続けます。ほかに質疑ありますか。はい、質疑なしと認めます。これから 討論を行います。討論ありますか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第1 号から同意第7号、それから同意第9号、及び同意第10号の農業委員会委員の任命についての9件を一括 して採決します。お諮りします。同意第1号から同意第7号、それから同意第9号及び同意第10号につい ては原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって同意第1号から同意第7号、それから同意第9号及び同意第10号の農業委員会委員の任命については、これに同意することに決定しました。

日程第10. 同意第8号

○中本正廣議長

日程第10、同意第8号、農業委員会委員の任命についてを議題といたします。本件は地方自治法第117条の規定により、除斥に該当する影井議員の退場を求めます。

(影井議員退場)

追加説明があれば受けます。菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、同意第8号、農業委員会委員の任命について説明します。安芸太田町農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。 氏名、影井伊久美、以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。同意第8号、農業委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第8号については原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって同意第8号、農業委員会委員の任命についてはこれに同意すること に決定しました。影井議員の入場を許します。

(影井議員入場)

日程第11. 同意第11号

○中本正廣議長

日程第11、同意第11号、教育委員会委員の任命についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

同意第11号、教育委員会委員の任命について。次の者を教育委員会委員に任命したいので、地方教育 行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。氏名、 池野博文。なお詳細につきましては、お配りした資料のとおりでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、9番矢立議員。

○矢立孝彦議員

教育委員の選任同意ですね。現状から言いますと、安芸太田町らしい教育のあり方懇話会第7回を済ませられまして、教育大綱の策定に進んでおられるとこですね。この教育大綱については、私を含めて、町民相当期待をしております。いかに橋本イズムが浸透するかなと、新しい教育いうものが、本町にとってどういう形の中で実現するんかなと、大いに期待をしておるところですが、今回の教育委員の選任については、今後年数が3年間ですかね。4年間ですかね。4年間の任期があるということですか。教育大綱が、恐らく今年度策定されると思いますけども、新しい教育大綱のもと、安芸太田町らしい教育ができる備えの教育委員なのかどうかということについて、どういうお考えで、町長が提案されたかについて、少し触れてください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、ご質問いただきました。今回提案をさせていただいております池野委員につきましてはですね、 長らく教育委員としても活動していただいております。そういった意味ではこれまでの経験も含めてで すね改めてもう1期、またお願いしたいということで提案させていただきました。現状教育大綱につい ては改定に向けてですね、取組をさせていただいております。ご紹介いただいたように、安芸太田町らしい教育あるいはここならではの教育をぜひ進めたいということで今、議論をさせていただいておりますが、その中でも、これまでやってきた教育が全く関係ないというわけではもちろんないと思っておりまして、これまでの教育を踏まえながらも、新しい取組をやはり進めていかなければならないという思いもございます。またそういった意味では、池野委員についてはですね、特にこの懇話会については、毎回ご出席いただいて、議論の中身についても十分ご理解をいただいてるのでないかなと思っております。そういうことも含めてあるいはこれまでの経験も含めてですね、よりよいものをつくるために、引き続きお力添えをいただきたいということで今回、提案をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

矢立議員。

○矢立孝彦議員

町長のほうから提案の理由について背景についてですね、今答弁ございましたけれども、福山市教育委員会管轄のですね、ある小学校については、非常にユニークな公立学校の中での新しい教育というものを今実践中です。もちろん、県教委の皆さんと一緒にですね、いわゆる実験的に、すばらしい教育今なされておりまして、全国から視察が絶えないというような内容ですね。これをいろいろ調査してみますとね、教育委員、福山市の教育委員さんからの様々な提案、提言の中で事が起きとるということのようですね。そこを求めたいんですね、我々としては。先ほど町長答弁ございましたがもちろんこれまでの教育行政に対して寄与貢献されたいことは十二分に分かった上での質問でございますから、新しい教育大綱のもとにですね、それを裏づけをされた学校教育なり、社会教育なりが展開できる教育委員としての裏打ちのある専任の提案なのかどうかについて、もう一度答弁ください。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、改めて、教育大綱の改定ということで本町の教育についても大きく変わろうとしているタイミングだと思っております。そういった意味では改めて、そういった新たな動きに対してもしっかりと対応いただける方を、やはり任命に向けて提案をしていかなければならないというふうに思っているところでございまして、池野委員が先ほどから繰り返しでございますが、これまでの経験に加えて、今回の懇話会の議論をしっかりと、毎回、参加をいただきながらですね、フォローしていただいている方でございます。そういった意味で、新たな教育に対してしっかりとご対応いただけるあるいはご貢献いただけるという思いで、提案をさせていただいているところでございます。ご理解いただければと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。はい、大江議員。

○大江厚子議員

はい、この池野さんについてどうこうというわけではないんですけど、教育委員に関しては、本当にかつては選挙ということもあった時代もあったと思うんですけど、今回は町長の任命ということで、なかなかご本人が辞退されるまでは、変わるというのは難しいこともあると思うんですね。しかし、経験も大切ながら、その新陳代謝という意味では、やはり、ある人数は入れ替わったほうがいいかないう部分もあるんで、参考までに、4人の方の経験年数を、教育委員に対しての経験年数を教えてください。

○中本正廣議長

大江議員、この審議に対してこの人の選任ですのでその件につきましては後からの報告でよろしいですか。

○大江厚子議員

はい。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第11号、教育委員会委員の任命についてを採決します。お諮りします。同意第11号については原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって同意第11号、教育委員会委員の任命についてはこれに同意すること に決定しました。

日程第12. 同意第12号

○中本正廣議長

日程第12、同意第12号、監査委員の選任についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。 長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

同意第12号、監査委員の選任について。次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。氏名、齋藤和典。なお、詳細につきましては、お配りをいたしました資料のとおりでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから同意第12号、監査委員の選任についてを採決します。お諮りします。同意第12号については原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって同意第12号、監査委員の選任については、これに同意することに決定しました。

日程第13. 承認第4号

○中本正廣議長

日程第13、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。追加説明があれば受けます。長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

それでは、承認第4号につきましては、専決処分書の読み上げをもって詳細説明とさせていただきます。損害賠償の額の決定及び和解について、令和5年6月6日、午後1時頃、安芸太田町大字松原1133番地地先において、町会計年度任用職員が車両を後退させる際に、第三者の停車中の車両と接触した物損事故について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をするものでございます。和解及び損害賠償額、1、本件事故による損害賠償額として、安芸太田町が21万1,703円を支払う。2、本件事故に関し、その他一切の費用等は双方とも請求しない。3、上記各項により、本件事故は解決とする。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから、採決を行います。承認第4号、専決処分の承認を求めることについてを起立により採決します。承認第4号についてはこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについてはこれを承認することに決定しました。

日程第 14. 議案第 55 号

○中本正庸議長

日程第14、議案第55号、町道の認定についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。武田 建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、議案第55号、町道の認定について。次の路線を町道に認定したいので、道路法第8条第2号の規定により議会の議決を求めるものです。路線名、月ヶ瀬線。起点、安芸太田町大字加計字神田3491番3、終点、字滝ノ本3270番2。以上です。よろしくお願いします。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、末田議員。

○末田健治議員

この、町道認定の議案につきまして、私、必要性はあり、利便性が高く、認めるわけでございますが、 1点だけ、認定の基準について説明をいただければと思います。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、基準でございます。まずこちらの車両が通るというだけの規定はございませんので、歩道でも 認定が出来ます。それとあとは複数の家が戸数が存在すること、あとは大きな施設、商業施設だとか公 園とか、そういう施設が存在するものを利用、利便性があるものにつきましては認定ができるというこ とになっております。よろしくお願いします。

○中本正廣議長

よろしいですか。はい。ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第55号、町道の認定についてを起立により採決します。議案第55号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第55号、町道の認定については原案のとおり可決しました。

日程第 15. 議案第 56 号

○中本正廣議長

日程第15、議案第56号、安芸太田町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、議案第56号、安芸太田町過疎地域持続的発展計画の変更について。安芸太田町過疎地域持続的発展計画を別紙のとおり変更するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。次ページをお願いいたします。今回の変更でございますが、次の事業を事業計画に追加するものです。まず、施設区分、交通施設の整備、交通手段の確保の区分において、上田野原3号線及び松原正地線を追加いたします。次ページお願いいたします。子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の区分において、地域支援センター改修事業を追加します。教育の振興の区分において、川・森・文化・交流センター改修事業を追加いたします。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めますこれで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第56号、安芸太田町過疎地域持続的発展計画の変更についてを起立により採決します。議案第56号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願いま

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第56号、安芸太田町過疎地域持続的発展計画の変更については、原 案のとおり可決しました。

日程第 16. 議案第 57 号

○中本正廣議長

日程第16、議案第57号、安芸太田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部改正についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。菅田産業観光課長。

○菅田産業観光課長

はい、議案第57号、安芸太田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部 改正について説明いたします。新たにPFI事業審査委員会を設置し、町が実施する公民連携事業の事 業者選定などを行うため、PFI事業者審査委員会委員を安芸太田町特別職と定め、本条文中に項目を 追加するものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、9番矢立議員。

○矢立孝彦議員

PFI事業審査委員会ですね。この委員会の機能とか役割とか、概要について少し説明を加えてください。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、このPFI事業に関しては、安芸太田町PFI事業の審査委員会の設置について、要綱を定めることとしておるところでございます。審査委員会につきましては、PFI事業者などの選定に関する事項を所掌し町長に報告するというものでございます。事業者からの提案審査に関すること、優先交渉権の選定に関すること、その他PFI事業などの選定に当たり必要な事項に関することを目的とし、設置するものでございます。安芸太田町が実施するPFI事業に関する事業者を、競争性公平性透明性を確保して、選定をし、審査委員会を設置するものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。 討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 57号、安芸太田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを 起立により採決します。議案第57号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第57号、安芸太田町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

日程第17. 議案第58号

○中本正廣議長

日程第17、議案第58号、安芸太田町筒賀高齢者生活福祉センター条例の一部改正についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、議案第58号、安芸太田町筒賀高齢者生活福祉センター条例の一部改正についてご説明いたします。今回の条例改正につきましては、ユニバーサルホーム信愛荘を廃止させることに伴い、既存の生活支援ハウスにおける入所の資格要件を拡充して、高齢者や障がい者等が利用できる機能を持たせるため、条例の一部を改正するものでございます。説明は以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。大江議員。

○大江厚子議員

はい、障がい者及び高齢者を加えるということで、障がい者の人で、もし車椅子ユーザーとか身体にいろんな介助が必要なということに対しての、この施設の設備のカバーっていうのはあるんでしょうか。 〇中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

筒賀高齢者生活福祉センターひまわりにおきましては、居室が6部屋、全部平地のところにございます。玄関も広うございますし、また、そこは宿直者もいらっしゃいますので、何かあったときには対応できるような、部屋の広さもございますし、人員もいらっしゃるということで、今回の改正、一部改正に影響してるとこでございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。 議案第58号、安芸太田町筒賀高齢者生活福祉センター条例の一部改正についてを起立により採決します。 議案第58号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第58号、安芸太田町筒賀高齢者生活福祉センター条例の一部改正については、原案のとおり可決しました。

日程第 18. 議案第 59 号

○中本正庸議長

日程第18、議案第59号、安芸太田町サポートセンターふれあい条例の一部改正についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、議案第59号、安芸太田町サポートセンターふれあい条例の一部改正についてご説明いたします。今回の条例の一部改正につきましては、ユニバーサルホーム信愛荘を廃止させることに伴い、既存の生活支援ハウスにおける入所の資格要件を拡充して、高齢者や障がい者等が利用できる機能を持たせるため、条例の一部を改正するものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第59号、安芸太田町サポートセンターふれあい条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第59号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第59号、安芸太田町サポートセンターふれあい条例の一部改正につい

日程第 19. 議案第 60 号

○中本正廣議長

日程第19、議案第60号、安芸太田町ユニバーサルホーム信愛荘条例の廃止についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、議案第60号、安芸太田町ユニバーサルホーム信愛荘条例の廃止についてご説明をいたします。 今回の条例の廃止についてご説明をいたしますが、ユニバーサルホーム信愛荘は、旧戸河内町におきま して、小規模老人ホームとして、昭和56年に建てられました。以前、以後、平成21年に一部改正等も行 いながら、現在までに至っておりますが、利用者、利用率も低迷をしております。またさらには、町内 に同様の利用目的を持ちます施設が3か所ございまして、その利用率を見ても、いずれも低位な状況に あることから、今回、信愛荘が有する機能を、既存の施設に移転させ、生活支援ハウス等、類似施設の 利用率の向上と、施設運営の効率化を図るため、今回9月末をもちまして、信愛荘を廃止するというこ とで条例のほうを提案をさせていただきました。説明は以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい。小島議員。

○小島俊二議員

はい、信愛荘条例の廃止後、施設の利活用について何か考え方があるか、解体か何かを含めて。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、現在のところまだこれといった状況は決まっておりませんが、普通財産として有効的に活用していきたいというふうに考えております。

○中本正廣議長

よろしいですか。ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第60号、安芸太田町ユニバーサルホーム信愛荘条例の廃止についてを起立により採決します。議案第60号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第60号、安芸太田町ユニバーサルホーム信愛荘条例の廃止については 原案のとおり可決しました。

日程第20. 議案第61号

○中本正廣議長

日程第20、議案第61号財産の取得についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

議案第61号、財産の取得について。次のとおり財産を取得したいので安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。取得財産、安芸太田町立小中学校ネットワーク総合及び校務支援システム導入業務事業による教職員コンピュータ。契約の方法、随意契約。取得金額、事業費合計6,380万円。備品購入費、その内訳、備品購入費1,554万6,080円、その他システム構築費等4,825万3,920円。契約の相手方、広島県広島市中区基町6番77号、NTTビジネスソリューションズ株式会社、広島ビジネス営業部、取締役広島ビジネス営業部長、寺見靖。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。はい、大江議員。

○大江厚子

はい、この中で目的の中で、小学校から中学校、この説明資料の中の目的の中で、小学校から中学校まで、学籍、出欠、成績、保険など、様々な情報を一元管理するシステムとあります。かなり、単に学籍だけではなくてこのように、子どもの小学校から中学校まで9年間の全ての情報を一元管理というのは、かなりのデータが集まりますし、それだけセキュリティの問題も大きくなってくると思いますが、その辺はしっかりしたものが保証担保されているんでしょうか。

○中本正廣議長

瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、このたびの校務支援システム導入によってですね、かなりそういったもののセキュリティ部門についてはですね、強靭なものを導入させていただいてます。その費用の中でですね、結構このその他システム構築費の中でですね、個々のシステムとかサーバーとかですね、そういった不正アクセスのないような形のものも整備しまして、また個人もですね、この管理上の中で、認証であったりとかですね、そういったサーバーの部分も、そういった制限をかけた中でですね、こういった形のものを整備するもので、今回のこのデータ処理に当たっての部分はですね、セキュリティ面についても、かなり強靭なものを入れておりますんで、そういった点は十分保障というか、確保出来てると思っているところでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

大江議員。

○大江厚子議員

安芸太田町の、教育委員会というか学校現場として、そういうセキュリティのガイドラインというのをきちんと整備されているのかということをお聞きします。それと最高責任者をお聞きします。セキュリティに関しての、これを使用するに関しての最高責任者というか、最終的にどこが責任をとるのか。

○中本正廣議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

この学校における校務支援システムの今後の管理の問題でございますが、先ほどはセキュリティについてお答えいたしました。これらに付随して、児童生徒の授業の状態を記録するとか、あるいは、評価とか、記録をとってまいりますが、そういうことについてまずは児童生徒の保護者と本人に対して、セキュリティについての状況を理解いただき、そしてその承諾書をですね、いただくという形で、個人情報の管理をするということ。それから、こういうハード面におけるセキュリティ管理については、先ほどの業者によるセキュリティの強靱化をですね、図っていただくことは当然でございますが、取り扱う中での人的なミスがないということも大事でございます。全ての面で子どもたちの情報管理というものがないように努めますけれども、万一あった場合にはですね、当然管理者である教育委員会としての責任というふうに思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

はい、大江議員。

○大江厚子議員

はい、それは分かりました。で、全国の子どもたちの情報が、これだけの情報が一元管理とできるということで、すごいビッグデータになると思うんですよね。それを特命として処理するにしても、民間業者が、そのビッグデータを使うとかそういうことの不安というか、そういった、それは使わせないとか、そういうことは、きちんとされているんでしょうか。

○中本正庸議長

二見教育長。

○二見吉康教育長

全国的な管理という面ではですね、個々の子どもたちの個別の個別が識別できるような状況での提供 出来ないというふうにとらえておりますので、そういう点は、私たちは大丈夫だというふうに思ってお ります。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。 討論ありませんか。討論なしと認めます。これから採決を行います。議案第61号、財産の取得について を起立により採決します。議案第61号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって議案第61号、財産の取得については原案とおり可決しました。

日程第 21. 議案第 62 号

○中本正廣議長

日程第21、議案第62号、工事請負契約の変更についてを議題といたします。追加説明があれば受けます。武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、議案第62号、工事請負契約の変更について。次のとおり工事請負契約を変更したいので安芸太田町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。1、契約の目的、町道本郷線戸河内橋橋梁補修工事。2、契約事項、契約金額変更といたしまして、当初、1億3,167万円を1億4,687万5,300円に増加するものです。工期変更ですが、工期末を令和5年10月31日から令和5年12月28日までに変更するものです。3、契約の相手方、安芸太田町大字遊谷665番地1、株式会社河本組、代表取締役 河本和雄でございます。以上です。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第62号、工事請負契約の変更についてを起立により採決します。議案第62号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第62号、工事請負契約の変更については原案のとおり可決しました。

日程第 22. 議案第 63 号

○中本正廣議長

日程第22、議案第63号、令和5年度安芸太田町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。追加 説明があれば受けます。はい、郷田総務課長補佐。

○郷田亮総務課課長補佐

はい、議案第63号、令和5年度安芸太田町一般会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。まず、第1条の歳入歳出予算の補正でございます。こちらは、歳入歳出それぞれ3億7,053万6千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ86億4,554万4千円と定めるものでございます。そして第2条は地方債の補正をさせていただくものでございます。1枚めくっていただきまして、資料1ページ第1表をご覧ください。今回の補正に対する歳入でございますが、上から災害復旧にかかる分担金として56万円。moricaカード再発行に係る手数料として4万7千円。災害復旧費負担金や新型コロナの関係の交付金、臨時交付金ですけれども、などの国庫支出金としまして5,426万円のほか、県支出金5,373万2千円。財政調整基金を含む基金からの繰入金、さらには、前年度からの繰越金2億9,307万5千円に、雑入、そして町債として、この表に示す所要額をそれぞれ歳入予算に充てさせていただきます。なお、繰入金にマイナス4,460万6千円を計上しておりますけれども、主に今決算におきまして、歳計余剰金が繰り越すことに、出来たことによりまして、財政調整基金からの繰入金を5,200万円程度減額出来たものがその要因になっておるものでございます。続いて、2ページ目の歳出でございます。上から総務費、民生費、災害復旧費までにつきまして、この表のとおり、所要額をそれぞれ補正をさせていただくものでございます。

す。続きまして3ページになります。第2表の地方債補正でございます。今回の補正におきまして、地方債の補正に係るものにつきましては、災害復旧への対応のほか、国の地方財政対策によりまして、起債の変更でありますとか振替等がありまして、それによります財源更正に伴います、この一覧のとおり、辺地対策事業債等を限度額の変更をさせてもらうということで対応させていただきます。それでは、各補正予算の詳細につきましては担当課よりご説明をさせていただきます。まず、財政担当のほうから説明させてもらいます。資料で言いますと13ページ14ページになります。歳出の補正の関係です。1番上ですけれども、2款の総務費の財産管理費の部分です。財政調整基金への積立金としまして、令和4年度の歳計剰余金を2分の1相当を積み立てるものでございます。1億4,653万9千円を計上しているものでございます。その下同じく積立金になりますけれども、過疎地域持続的発展事業基金への積立金としまして、過疎債にかかる事業の限度額の確定がありました。30万円ほど基金の積立てを増額をさせてもらうものでございます。財政担当からは以上でございます。

○中本正廣議長

はい。上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、住民課から説明をさせていただきます。同じページの先ほどのすぐ下になります。自治振興事業、負担金補助及び交付金でございます。地域集会所修繕補助金の増額を行うもので、自治振興会から緊急要望があり、それに対応するため増額をさせていただくものでございます。金額は189万4千円でございます。恐れ入ります、少しページが進んで17ページ、18ページ、4款衛生費の下から2番目になります。生活用水取水施設整備事業、負担金補助及び交付金でございます。こちらは地域水道組合の施設修繕補助金について、緊急要望がございましたので増額をするものでございます。金額は385万3千円でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

武田建設課長。

○武田雄二建設課長

はい、建設課から説明させていきます。ページが戻りまして13、14ページです。中ほどの総務費、企 画費でございます。右、地域未来活力事業、住宅改修の補助金でございます。残金7万5千円ございまし て、合わせまして22万5千円ありまして3件分の補正をさせていただきます。続きましてページ飛びます が、19、20ページです。1番上の農林水産業費、農業費、農地費です。こちら農業施設整備補助事業、4 割5割補助でございますけど、こちら、150万円の増、要望ございますので、補正をさせていただきたい と思っております。続きましてその下、林業費、林道費です。施設林業施設管理事業、工事請負費です。 こちらは、7月豪雨の維持補修に対します補正でございます。その下段、林道開設改良事業、工事請負 費です。こちら林道横川西平線の改良工事、物価高騰に伴う補正でございます。続きまして下段です。 4治山費、小規模崩壊地復旧事業ですが、こちらは県営事業の事業費確定に伴います補正3千万円でござ います。続きまして一つ飛びまして、下の8款土木費、道路橋梁費です。こちらの道路維持費で、工事 請負費ですけど、こちら、7月豪雨による補正と町道月ヶ瀬線の補修工事の補正でございます。4,708万 円です。次ページです。21、22ページ上段からです。土木費の道路橋梁費、除雪事業です。こちら使用 料、賃借料ということで1基ほどリースを追加させていただきたいと思ってます。空条地区、加計の空 条地区です。それと備品購入費ですが、こちら今年2基ほど購入させていただきますけど、入札残の減 額補正をさせていただきます。合わせましてマイナスの894万円です。続きまして中ほど土木費、住宅 費です。住宅管理費、住宅管理事業の需用費でございます。こちら経年劣化に伴う退去修繕75万9千円 の補正です。委託料ですが、こちらに入退去時の清掃業務、クリーニング代です。19万8千円。工事請 負費ですが、天神原住宅ほかの修繕補修工事でございます130万円です。3、空き家対策費です。こちら、 空き家解体補助でございます。こちらも3件分の補正を、残金と合わせまして150万円、123万1千円、 123万1千円の補正をさせていただきたいと思います。下段です。土木費の河川費、河川維持費、河川維 持事業、こちらも7月豪雨に対します維持費の増額補正でございます。次ですけど次のページです。23、 24ページです。2段目の災害復旧でございます。こちらは土木施設ですけど、河川災害2地区の委託料と 工事請負費、委託料629万9千円、工事請負費1,479万9千円の補正をお願いしたいと思っております。続 きまして1番下です。災害復旧費の農林水産施設の災害復旧費です。農業施設災害復旧水路災害でござ います。こちら1か所、委託料と工事請負費、委託料139万9千円、工事請負費699万9千円の補正をお願 いしたいと思っております。よろしくお願いします。

○中本正廣議長

二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、企画課から補正予算の説明をさせていただきます。13、14ページをお願いいたします。2款総務費、2項企画費の企画制作費、まち・ひと・しごと創生事業でございます。総額31万円の増額補正でございます。まず、報償費ですが、これは、その3つ下の負担金補助交付金の組替えとなっております。こちらは、地域通貨morica関連でございまして、moricaアプリの普及を目的として、スマホにmoricaアプリをダウンロードされた方に500円分のmoricaマネーを付与するもので、当初予算で補助金に計上しておりましたが、報償費に組み替えるものです。需用費、役務費につきましては、moricaの再発行が多くなっておりますので、こちらにかかります、送付用の封筒、郵送に要する費用を計上させていただいております。その下、まち・ひと・しごと創生事業臨時交付金事業でございます。こちらの役務費につきましては、20%還元キャンペーンにおけるシステム利用料の増額分を66万円計上しております。委託料につきましては同じく20%を還元キャンペーンを運用するためのシステム改築に要する費用を66万円計上しております。それから、負担金補助及び交付金でございますが、企画課分としまして、地域通貨moricaの20%キャンペーンにおけるプレミアム分を含み、ハートフル協同組合に補助する1,868万円を、補助金として計上をさせていただいております。以上です。

○中本正廣議長

菅田産業観光課長。

○菅田裕二産業観光課長

はい、ページ13、14ページをお願いいたします。総務費、企画費、企画政策費の下になります。まち・ひと・しごと創生事業臨時交付金事業の負担金補助及び交付金でございます。新型コロナウイルス感染症の応援地方創生の臨時交付金と、広島県の原油価格物価高騰に係る中小企業事業者等支援補助金を活用いたしまして、町内の中小企業などの原油価格、物価高騰などに対応するため、補助金6,768万円のうち、3千万円を計上し支援を行うものでございます。以上でございます。失礼しました。もう1点、19、20ページをお願いいたします。7款の商工費でございます。観光施設管理事業の需用費でございます。杉の泊ホビーフィールド内トイレなどの設備修繕のほか、深山峡の木橋の劣化修繕、さらに井仁棚田トイレの追加修繕など、観光施設の修繕費を増額するもので、事業費296万8千円を計上するものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、それでは健康福祉課分の補正についてご説明申し上げます。恐れ入ります、13ページ、14ペー ジのほうをお開きください。2款の企画費のほうで、まち・ひと・しごと創生事業臨時交付金事業にお きまして、社会福祉施設等の物価高騰対策支援金として、負担金補助及び交付金6,768万円のうち1,800 万円を計上しております。こちらにつきましては、町内の介護障害事業者等に対し、入所系サービスま た通所系、その他のサービス事業所ごとに補助する単価を定めて、町内39事業所に支援金を交付するも のでございます。続きまして、15ページ、16ページのほうをお開きください。主なものでございますが、 真ん中の3款1項3目の老人福祉費の中で、老人福祉管理事業について、総額2,791万8千円を計上してお ります。このうち、事業費につきましては、すみません、需要費につきましては、修繕料といたしまし て、安芸太田戸河内診療所内事務室横のエレベーターにかかります部品交換を25万9千円と、ユニバー サルリビングやまゆり寮の浴室給湯器の修繕更新110万円の二つ合わせて135万9千円を計上しておりま す。また、負担金補助といたしまして、町内にあります介護施設等が実施される大規模修繕の際にあわ せて行われます介護ロボットICT導入事業について、介護事業者への補助金として2,655万9千円を計 上させていただいております。こちらの費用につきましては、県が基金により創設されました地域医療 介護総合確保事業補助金を活用し、介護事業者が実施された整備にかかります費用を、県から事業補助 金として町が交付を受け、当該事業者に支出するものでございます。その後の在宅福祉事業の償還金、 9万5千円、さらには生活保護費給付事業におきます償還金715万9千円等につきましては、令和4年度の 事業実績に伴います国への返還金でございます。続きまして、17ページ、18ページのほうをお開きくだ さい。衛生費のほうですが、予防、疾病予防事業等について総額140万2千円を計上しております。この うち、委託料につきましては、新型コロナワクチンの接種が春接種に続き、9月後半から秋接種が開始 されることになりました。今年いっぱい、引き続き予約センターを継続するための費用として見込んで おります。負担金補助につきましては、当初見込んでおりましたワクチン接種にかかります人件費につ

いて、既存の職員での対応が可能であることから、全額を委託料のほうに組み替えるものでございます。また、償還金につきましては、緊急の風疹抗体検査や、新型コロナワクチン接種体制確保等の事業におきます、令和4年度の事業実績に伴う、国への返還金でございます。1番下の、病院事業会計補助金について負担金補助として2,600万円を計上しております。こちらにつきましては、安芸太田病院の施設改修事業に係る増額分1,100万円と、病院事業におきます光熱水費高騰への対応分1,500万を計上したものでございます。健康福祉課からは以上でございます。

○中本正廣議長

はい、瀬川教育課長。

○瀬川善博教育課長

はい、議案書15、16ページをお開きください。中段3款民生費、2項児童福祉費の児童福祉施設事業の補填賠償金でございます。放課後児童クラブ及び子育て支援センター運営にかかります人件費等の、令和3年度事業費の精算に伴います、国庫補助金額343円を返還させていただくものでございます。続いて保育所管理事業の職員手当です。保育士、正規職員の産休に伴いまして、パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の増に伴いまして、報酬増に伴います期末手当が不足するため、10万円を計上させていただくものでございます。需用費でございます。認定こども園戸河内の電話機器の不具合により、電話が不通になるなど、保護者等の連絡に支障が生じているために、電話機器の取替えと回線工事を行うため、10万5千円の補正をお願いするものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、それでは最後になります。21ページ22ページのほうをお開きください。危機管理室より、9款消防費についてご説明を申し上げます。非常備消防運営事業、負担金補助及び交付金といたしまして、111万9千円を計上させていただきました。これは地域の防火水槽の修繕補助金として計上させていただくものでございます。説明は以上でございます。

○中本正廣議長

しばらく休憩といたします。

休憩 午後2時40分 再開 午後2時50分

○中本正庸議長

休憩前に引き続き会議を始めます。議案第63号の令和5年度一般会計についての質疑を行います。質 疑ありませんか。はい。影井議員。

○影井伊久美議員

13ページ、14ページ、moricaカードについてでございます。14ページのまち・ひと・しごと創生事業 臨時交付金事業として、役務費、委託料、これがmoricaのキャンペーンにまつわるものだと、さっき伺いましたが、一つ目にキャンペーンを打つたびに毎回この程度の経費が必要であるかということが1点と、2点目にですね、経費をこれだけ投入しておられるので、町内の経済効果はどれぐらいございますでしょうか。どれぐらいを見込んでおられますでしょうか。はい。2点。

○中本正廣議長

はい、二見企画課長。

○二見重幸企画課長

はい、まず役務費の66万円でございますが、これはキャンペーンによってチャージ、流通する額が1億2千万円を見込んでおります。それの0.5%分をシステム会社に支払う必要がありますので、税込みで66万円を計上しております。それから、委託料に関しまして66万円ですが、これも、今回期間限定マネーということになりますので、その表示をmoricaアプリ上では、それが見れるように、今も改修しつつあるんですけどもそれを、より便利に使ってもらえるようにそういった改修を含めて、システムを改築するということがありまして、66万円を計上をさせていただいております。それと経済効果でございますが、2,000マネーのキャンペーン、2千万円分のプレミアムということで、それに伴う、地域に流通するお金は1億円という計算をしておりますので、その分が地域内で消費されるということでは、かなり地域にインパクトがあるんじゃないかというふうに考えております。以上です。

○中本正廣議長

よろしいですか。ほかに質疑ありますか。はい。小島議員。

○小鳥俊 二議員

はい、議案書3ページの地方債補正ですが、当初予算から辺地対策事業債が、3千万余り減、それと緊急防災減災が3千万あり、組替えをされたんだろうと思うんですが、その交付税バックとかいう意味で、こちらのほうが特になるのか、それとも適正性等の問題でそういう指導をされたのかちょっとお聞きします。

○中本正廣議長

はい、郷田総務課長補佐。

○郷田亮総務課課長補佐

はい、今ご指摘の、質問の地方債の関係ですけれども、中身につきましては修道の消防屯所の関係の 事業になります。こちらのほうは国の財政、地財対策の関係で、今回調整がかかりました。というのが、 辺地債、辺地債のほうから緊防債のほうに変わったということなんですけど、一応充当率は同じなんで すけれども、交付税率が、実は辺地債では80%ところが、緊防債では70%のほうに、やっぱ国の財政の 調整で、低いほうに指導があったという、調整があったということが今回の変更になっております。

○中本正廣議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

はい、若干追加をさせていただきますと、そもそもはやはり辺地地域におきまして、この辺地債事業というのはですね、非常に有用な事業だというふうに我々も思っております。そういう意味で、辺地計画も立てて県のほうとも協議をしていたところなんですが、議員もご存じのところだと思いますがこの辺地対策事業債自体がですね、国としては縮小傾向にあると。そういった意味では、やはり防災対策に係る起債、そちらの分を手厚く、国としては行っていきたいというような意味合いがございまして、全体総額で見て、県のほうで調整をされ、こういうような状況になったということでございます。財源に若干やはり今の8割交付税が7割交付税になったということで、我々としてはですね、引き続きやっぱり要求要望していかないといけない部分だというふうには思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

小島議員。

○小島俊二議員

はい、辺地地域という非常にへんぴな地域を助ける意味での辺地債でございますんで、そこはやっぱり今課長申されたように、国のほうへそういった辺地債、該当する地域については、辺地債が充てれるような強い要望を出していただきたいと思います。それと最後もう1点、臨時財政対策債が3千万の予定が1,900万、1千万余り減額になっとるんですが、もともとこの臨時財政対策債というのは、たくさんの額があったと思うんですが、もう国の流れとしてこの臨財債いったら減額傾向にあるんですか、どうですか。

○中本正廣議長

はい、郷田総務課長補佐。

○郷田亮総務課課長補佐

はい、臨財債についてはやっぱり国のほうもしっかり財源をつけていくということで、今後は縮小傾向にあるというふうに話を聞いておるとこでございます。はい。

○中本正廣議長

はい、小島議員。

○小島俊二議員

はい、最後に臨財債を含めてなんですが、今年度の8月に恐らく普通交付税の額が確定したと思いますが、安芸太田町の予算の大きな部分も占める部分なので、当初予算と比べて、予算額を上回ったかどうかその辺だけ、金額的に教えていただければ。

○中本正廣議長

郷田総務課長補佐。

○郷田亮総務課課長補佐

はい、普通交付税につきましてはこの夏頃になんですけれども一応確定をしておる状況です。予算に対しましては若干多く交付、予算に対しても多くなっておる状況ですけれども、一応まだ特別交付税の

ほうがまだ措置されてないといったことでちょっと交付税全体の総額ではですねどうなるかちょっと分からないということで、このまま注視をさせてもらって、必要に応じてですねまた補正のタイミング見さしてもらって措置していきたいというふうに思っておるとこでございます。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。矢立議員。

○矢立孝彦議員

一般会計の補正予算でございます。予算書の17ページ18ページですかね。第4款、衛生費の環境衛生費、生活取水施設の整備、補正予算額385万3千円ですね。これ全員協議会で少し説明がありましたけれども、補助率の関係、それから補正に至った経過を含めてですね、説明をしてください。なお、生活取水に関して、集落あるいは地域の中で運営をしておられるような状況がね、多々身請けられますけども、町内で何か所ぐらいあるのかどうか、いうこと。もう1点はね、385万3千円、補助していくわけですよね。その補助根拠については、要綱なり規則なりがあると思いますけど、その補助要綱、補助規則について、説明を加えてください。

○中本正廣議長

上手住民課長。

○上手佳也住民課長

はい、このたびの生活用水取水施設整備事業の385万3千円の内容についてでございます。戸河内野為水道組合のほうから緊急要望がございました。こちらのほう13戸ありまして20人がこちらのほうの集落でこの水道のほう使用されております。現在取水のほうですね集落から少し離れた山腹で、湧き水を取水をされておるんですけれども、周囲に杉の木が大変たくさん生えておりまして、こちらのほうが大きく成長し、水の通り道を塞いだことが原因で今、水量がすごく減少しているという状況で、このたび新たに水源を確保したいということで、いろいろ事業者さんのほうにご相談をされてですね、最終的に、新しく水源としてボーリング工事をされるという計画をされております。その工事費がですね、770万飛んで6、428円ということでこの半分を補助をさせていただくというものでございます。要綱のほうで、地域水道組合の補助については2分の1、上限なしで補助をするという規定になっておりますので、この要綱に基づいて、このたび、補助金のほうをさせていただくというものでございます。このような水道組合のほうが、町内のほうには26ございます。この遊谷を含めて26組合ございまして、施設、組合のほうで、施設の維持なり、運営なりをしていただいているという状況でございます。以上でございます。

○中本正廣議長

矢立議員。

○はい、今、担当課のほうからですね、説明ございましたけれども、町内大体26か所程度あるというこ とですね。補助金については2分の1、水道、地域水道の関係にする補助についてを受けて補助すると、 緊急性もあると、補正の背景については十二分に理解ができるところですが、そこで町長、この水、水 道の確保、またはいわゆる赤線、里道、公益性の高い里道とか赤線の問題、それから公共用の水道、ご めんなさい、水道施設ですね、水道じゃない、水の確保が含めてですねそういうインフラの関係につい てはですね、非常に地域の方々も難儀をしておられるような状況であるということが、現状としてはあ るというふうに思いますね。で、水を確保するのに、要綱これ何年前からもずっとこれ2分の1補助だと 思いますけれども、集落維持をするために、その地域の皆さん方が、歴代ず一っと、難儀をして、労力 提供、あるいは金員の提供あたりでですね、難儀をしながら今集落維持をしておられるわけですよ。こ のことについては、やはり、補助要綱、規則等々についてですね、見直す時期ではないですかというこ とを、町長にお考えを聞いてみたいというふうに思うわけですよ。このたび、私としては固有名詞は避 けて、質疑をしておりますけれども、13区20人の地域ですね、これに似たような地域がですね、水道の 管理、維持いうものを非常に難儀をしておられるのはこれ実態ですね。そこで、水の確保も含めてです よ、非常に公益性の高いものについての補助率については見直す時期がきておるんではないだろうかと。 具体に言いますと、本件については、380万補助、それと同額を地域が見にゃいけんということになっ とるわけですよね。これはね、やはり、うちの町が目指しておる、定住対策移住対策に逆行しておると いうふうに思いますね。そこで、町長、この点についてね、補助率の見直しをして、この水の関係の確 保についてですね、もう少し町の支援が受けられるような形で、検討するいう考え方についてを、町長 にお聞きしたいと。いかがですか。

○中本正廣議長

橋本町長。

○橋本博明町長

はい、インフラとりわけ水の観点でご質問いただきました。水に限らず赤線里道の話もございました。 様々なインフラがある中で、主体的には、やはり行政がやりながらもですね、行政だけではなかなか維 持が出来ない部分については町民の皆様にもご協力をいただきながらですね、今のインフラの維持をし てきたんだと思っております。これまた時代の経緯によってですねどこまでを行政がするかというのは その都度その都度、議論があったのではないかと思っております。その上で、水道についてお話がござ いました。今の上水でいうと大体7割ぐらいが、確か簡易水道に入っていただいている一方で、残りの3 割が、今の水道の組合、あるいは自分で水源を確保される方がおられるという中で、まさに行政がどの 程度まで、あるいは、簡水と今おっしゃっていただいた、組合に対してそれぞれ行政の関わりが、濃淡 があるんじゃないかということでもあると思っております。まさにそういう指摘あるいはその中で、今 の組合への支援というのをどうするべきかというのは確かに、そろそろ考えていく必要があろうかと思 っております。昔は、それこそ、むしろその全部水路をつなげていって、簡水というか、浄水設備をど んどんやっていく、その一つの過程の中で、こういった組合があるということだったのかなあとも思い ますし、また簡水はそうは言っても、皆さんにそれぞれ定額の負担もお願いをしている中で、組合のほ うは日々の負担というのは若干安くなってるというようなこともあってですね、どちらがいいか悪いか という話ももちろんあったんだと思っております。ちょっと長くなりましたが、ただ改めて、いわゆる 税金の負担の部分をどうするのか、さらに言うと、各組合さんが、これから高齢化を迎える中で、それ ぞれで維持が出来なくなっているという話も聞いております。ご指摘のようにそういった意味で、これ から町内全体の水道をどう維持していくかというのを、見直しをしていかなければならない時期ではな いかと私も感じているところでございまして、たまたま、県の水道の統合についてですね、本町として は単独で取組を行うという判断をして以降、改めて町全体の水道をどうするかというのは我々も今、全 体の観点から見直しをしていかなければならないと思っておりますので、あわせて料金、さらに言うと、 個別の組合について、どこまで行政がお手伝いさせていただくのかということをあわせてですね、今、 内部でも検討を始めたところでございますし、またこれは前もお話ししました、水を活かしたまちづく りの中でですね、水道全体をどうとらえていくのかというのはちょっと町民の皆様にも関わっていただ きながら決めていきたいという話をさせていただいておるとこでございますので、あわせてこれから、 庁内でも検討しまた皆様にもご報告、ご審議をいただきたいというふうに思ってるとこでございます。 いましばらくお時間をいただいてまたご提案させていただければと思っております。以上でございます。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。大江議員。

○大江厚子議員

はい、16ページの老人福祉管理事業の広島県地域医療介護総合確保事業の介護施設の介護ロボットとかICT事業について、もう少し詳しく説明をお願いします。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、老人福祉管理事業において、負担金補助交付金として2,655万9千円ほど計上しておりますが、こちらにつきましては、昨年度、介護事業所のほうから、施設の大規模修繕に伴うICTの整備を提案をいただき、それを県のほうに提出し、県のほうから、その事業内容について、採択、内示をいただき、今回、補助金として予算のほうを計上させていただき、実際に県からの、町がお金を受けて、それを事業所のほうに、補助金としてお渡しするというものでございますので、あくまでも町は一般財源のほうは一切使わないものでございます。ちなみに、今回の介護事業所については、特別養護老人ホームと、それから短期入所の生活介護事業所において、モニター、それぞれの居室のモニター間で、入所者の管理でありますとか、体温調整とか、心拍数、さらには、ケアプランなどの記入についてそれを、ICT、ノートパッド等で行う等のICT事業をあわせて整備されるというふうに伺っているものでございます。以上です。

○中本正廣議長

よろしいですか。はい、大江議員。

○大江厚子議員

ICTのほうも、関心はあるんですが、介護ロボットについては、どのようなものが入るんでしょうか。

○中本正廣議長

伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、名前のほうでICTというふうな、言葉はついております。ロボットと言いましても、基本的に本当のロボットが動いて、介護を手伝うというものではございませんので、あくまでも、こういった機器を導入されて、少しでも、介護職員さんの負担が軽減されるような、機器等の導入が主なものでございます。さらには、もう少し、事業所によってはですね、国のほうに、それこそロボットではないですけども、機器を加えて、軽い力で、介助ができるようなところも考えていらっしゃるとこもあるかも分かりませんが、今回の事業においてはその部分は、含まれてはおりませんでした。以上です。

○中本正廣議長

ほかに質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。 討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 63号、令和5年度安芸太田町一般会計補正予算(第3号)を起立により採決します。議案第63号について は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第63号、令和5年度安芸太田町一般会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決しました。

日程第 23. 議案第 64 号 日程第 24. 議案第 65 号

○中本正廣議長

日程第23、議案第64号、令和5年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)及び日程第24、 議案第65号、令和5年度安芸太田町病院事業会計補正予算(第1号)の2件を一括議題といたします。追 加説明があれば受けます。伊賀健康福祉課長。

○伊賀真一健康福祉課長

はい、議案第64号、令和5年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)についてご説明をいたします。今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,741万2千円を追加し、予算総額をそれぞれ、13億4,061万7千円と定めるものでございます。今回の補正に対する歳入は、介護保険事業特別会計の前年度会計剰余金を繰越したものでございます。また歳出につきましては、前年度事業の精算に伴います、介護給付費負担金等の償還金2,004万6千円を計上するとともに、前年度の繰越金の整理に伴います、介護給付費準備基金の積立金を2,736万6千円増額するものでございます。説明は以上です。

○中本正廣議長

はい、栗栖病院事務長。

○栗栖香織病院事務長

はい、議案第65号、令和5年度安芸太田町病院事業会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。今回の補正でございます。収益的収入及び支出、第2条でございます。補正の予定額、第1款第2項医業外収益については、2,370万。また、支出でございます。第1項医業費用2,170万と、第2項医業外費用として200万円としております。また、第3条資本的収入及び支出でございます。予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、8,006万8千円を8,008万3千円とし、過年度分、損益留保資金6,861万5千円を、6,663万円とし、地方消費税資本的収支調整額を1,145万3千円を、1,345万3千円に改め、そして予定額を次のとおり補正いたします。下におりまして、収入のほうです。第1項企業債のほうに、1,100万。そして、第2項負担金、同じく1,100万円。そして下におりまして支出です。建設改良費としまして2,201万5千円とします。裏面にいきます。お願いいたします。企業債でございます。第4条こちらのほうを、施設整備費、医療機器、機械器具購入、限度額を3,900万円。補正後5,000万円とさせていただくこと。また、第5条です。他会計補助金、予算第9条に定めた他会計から補助金に次の補助金を追加いたします。安芸太田町物価高騰対策支援補助金として1,500万円。また、広島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金、病床確保追加分としまして870万円です。次に資料

でございます。実施計画になりまして、2ページ、3ページをご覧ください。A4横になります。明細書になります。収益的収入及び支出。収入の負担で、節の欄です。1、町補助金として1,500万、また、2の国庫補助金870万円です。支出の欄でございます。節のほうで、医業費用、7としまして光熱水費のほうに1,518万4千円、そして11、修繕費のほうに651万6千円でございます。医業外費用でございます。1 雑支出としまして200万円でございます。次のページです。3ページ、資本的収入及び支出の明細でございます。収入の欄、企業債としまして、節の欄におきまして、1,100万円。また負担金、一般会計負担金として1,100万円でございます。下におりまして支出でございます。建設改良費、建設費のほうに、2,201万5千円として、補正をお願いしたいものでございます。以上でございます。

○中本正廣議長

以上で説明を終わります。これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います採決は議案第64号、議案第65号について別々に行います。初めに議案第64号、令和5年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)を起立により採決します。議案第64号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第64号、令和5年度安芸太田町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決しました。次に議案第65号、令和5年度安芸太田町病院事業会計補正予算(第1号)を起立により採決します。議案第65号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、議案第65号、令和5年度安芸太田町病院事業会計補正予算(第1号)は原 案のとおり可決しました。

日程第25. 認定第1号

○中本正庸議長

日程第25、認定第1号、令和4年度歳入歳出決算の認定について及び日程第26、認定第2号、令和4年度 安芸太田町病院事業会計決算の認定についての2件を一括議題といたします。これから質疑を行います。 質疑ありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。認定第1号と認定第2号については、 議長及び監査委員である佐々木道則議員を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに 付託して、詳細に審査を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、認定第1号と認定第2号については、議長及び監査委員である佐々 木道則議員を除く全議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定しました。 ここで、決算審査特別委員会の正副委員長を互選するため、しばらく休憩といたします。

> 休憩 午後3時16分 再開 午後3時18分

○中本正廣議長

はい、休憩前に引き続き会議を再開します。ただいま休憩中に決算審査特別委員会が開かれ、委員長に津田宏委員、副委員長に末田健治委員が選任されましたので報告いたします。本日の日程は以上で全部終了しました。本日はこれで散会いたします。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

散会 午後3時19分